

# ごみの排出方法の変更点

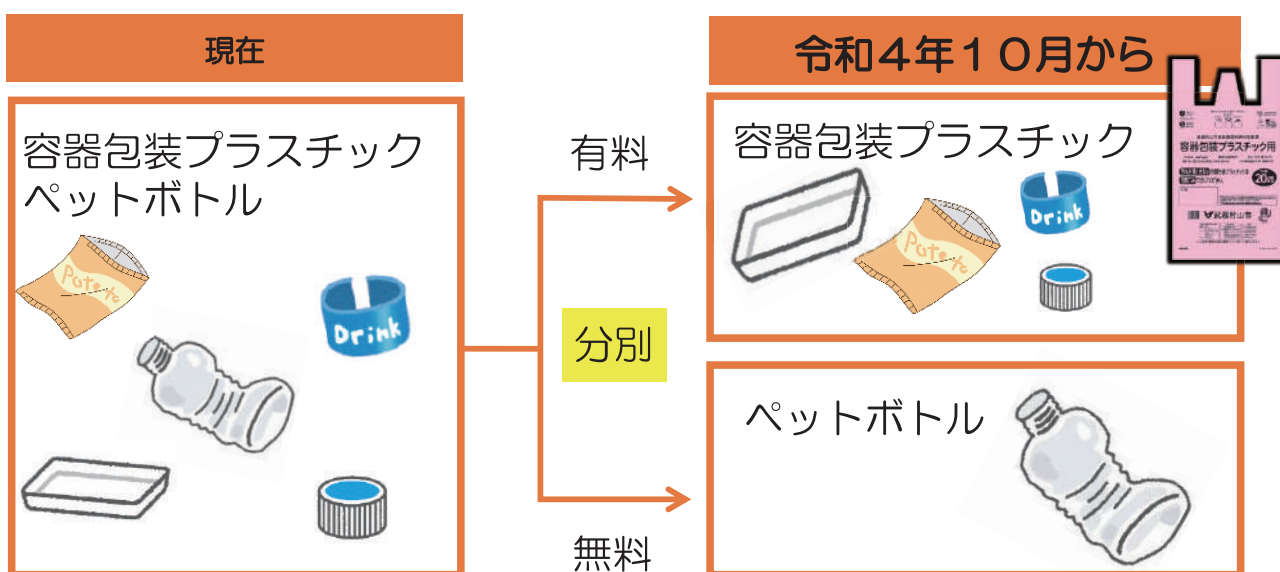
容器包装プラスチックとペットボトルの収集日が分かります。

令和4年10月から、容器包装プラスチックとペットボトルの収集日が分かります。

容器包装プラスチックは有料の指定収集袋（ピンク色）、ペットボトルは透明又は半透明の袋に入れて出してください。

また、収集日も変更になっていますので、ごみ収集カレンダーをご確認ください。

## 分別方法の変更



## 収集日の変更

現在		令和4年10月から	
可燃ごみ	週2回	可燃ごみ	週2回
不燃ごみ	4週に1回	不燃ごみ	月1回
容器包装プラスチック ペットボトル	4週に3回	容器包装プラスチック	週1回
		ペットボトル	隔週1回
古紙等	週1回	古紙等	月3~4回
かん・金属	隔週1回	かん・金属	隔週1回
ライター・びん・有害物	隔週1回	ライター・びん・有害物	隔週1回

収集日は地域ごとに異なります。

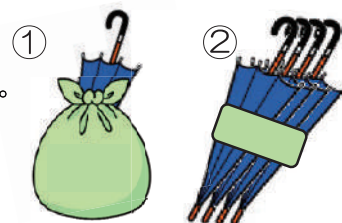
詳しくは、ごみ収集カレンダーをご確認ください。

# ごみの排出方法の変更点

## 棒状（かさ・園芸用支柱など）で1 m未満のもの出し方

令和4年10月から、かさなどの棒状で長さ1 m未満のものは、**4本までは次のいずれかの方法**で出してください。

- ① 指定収集袋に半分以上入れて、必ずきちんと口を結んで出してください。
  - ② ひも等でしばり、指定収集袋を貼り付けて出してください。
- ※ 5本以上は粗大ごみで申し込むか、出す日を分けてください。



## ゴルフクラブは1本から粗大ごみになります。



- ゴルフクラブは1本から**粗大ごみ**に変更となります。
- 粗大ごみの申込方法は**P22**をご確認ください。
- ゴルフクラブは**1本から15本までを1組**で粗大ごみとして収集します。

## 不燃ごみの一部が可燃ごみに変わります。

令和4年10月から、以下のものが、不燃ごみから **可燃ごみ** に変更となります。

### 10月から可燃ごみになるものの例

15cm未満のプラスチック製品



ゴム・シリコン製品



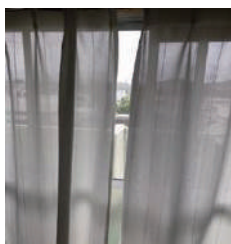
革製品（衣類・かばん・ベルトを除く）



ビニール製品



## レースのカーテンは布類（古紙等）になります。



- カーテンなどでレース生地のは、令和4年**10月以降は布類**（古紙等）で出してください。
- ただし、**汚れていたり、破れている場合は**、資源として利用できないため、**可燃ごみ** で出してください。